

厚生労働大臣が定める者

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百五十六号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める者

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1の注2の厚生労働大臣が定める者

平成十八年九月三十日において現に存する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)に入所した者又は指定医療機関(同法第七条第六項及び身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者のうち、平成十八年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関に継続して一以上の他の指定療養介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。)を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

- 二 介護給付費等単位数表第5の1の注1(3)、同(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

特定旧法指定施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。)若しくはのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国

立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)(以下「指定障害者支援施設等」という。)(に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護をいう。)(を利用している者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び第一号に掲げる者

三 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設若しくは少年院法(昭和三十二年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から三年を経過していないもの又はこれに準ずる者

四 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百六十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)(の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

改正文 (平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一七二号) 抄
平成二十一年四月一日から適用する。